



さわやかだより

「成年後見制度」を 知っていますか？

成 年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分ではない人に対して、権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

判断能力が不十分になると、預貯金や不動産などの財産管理や重要な手続き・契約を行うことが難しくなり、悪質商法の被害にも遭う恐れがあります。このよ

うな判断能力が不十分な人の財産や権利を守るために、成年後見人などが支援します。

年末に近づき、家族と会ったり連絡をとる機会も多くなるかと思います。ぜひこの機会に、自分や家族の将来の財産管理などについて考えてみてはいかがでしょうか。成年後見制度の相談については、地域包括支援センターまで問い合わせください。

こんなとき、成年後見制度を利用できます！

●お金のおろし方や手続きを忘れてしまう

⇒成年後見人などが銀行や年金などの手続きをします。

●悪質業者の訪問販売や電話に騙されてしまう

⇒成年後見人などが騙されてしまった契約を取り消すことができます。



●福祉サービスの手続きや入院・施設入所などの契約が分からない

⇒成年後見人などが必要な福祉サービスを考え手続きをし、入院などの契約をします。

●自分に何かあったとき、知的障がいのある家族の将来が心配

⇒成年後見人などが財産管理や権利を守るために支援します。

成年後見制度は大きく2つの種類に分かれています！

●法定後見制度

本人の判断能力が不十分になってから、家庭裁判所が援助者（成年後見人など）を選ぶ制度です。本人の判断能力の程度に応じて3つの類型に分けられています。

●任意後見制度

将来に備えて、あらかじめ自分で選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

種 類	法定後見制度			任意後見制度
	後 見	保 佐	補 助	任意後見
対象者（本人）	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人	判断能力がある人
利用方法	本人の住居地の家庭裁判所に申し立て ※申し立てができる人は、本人や配偶者、4親等内の親族、市区町村長など。申し立て準備から利用開始まで3～6か月程度かかる場合があります。			公証役場で公正証書を作成

問合せ 地域包括支援センター（☎ 76-4822）